生活保護基準引下げ裁判の早期全面決着を求める要請書

国会議員各位

いのちのとりで裁判全国アクション 生活保護引き下げに NO! 全国争訟ネット

1 11月30日名古屋高裁民事第2部判決に対して、国側が上告、上告受理申立てをせず判決を確定させるよう、働きかけてください。

判決は、厚生労働大臣には「少なくとも重大な過失」があり、「客観的合理的な根拠のない手法等を積み重ね、あえて生活扶助基準の減額率を大きくしているもので、違法性が大きい」と厳しく指摘しました。これで12地裁、1高裁で原告が勝訴したことになります。引き下げから10年が経ち、被害を回復されないままに亡くなる原告が増えるなかで、1日も早く原告らを救済する全面決着がはかられるべきです。

2 厚生労働委員会をはじめ国会で、本裁判ならびに上記の名古屋高裁判決について、 質疑などを通じて取り上げてください。

本裁判の重要な争点の1つに、物価下落を根拠とした独自の計算式により基準引き下げの根拠とした「デフレ調整」があります。これについて、被告側は「物価の下落により可処分所得が増えた」と国会で説明していたにもかかわらず、目下の裁判においては「一般国民との間の不均衡の是正をはかった」と完全に説明を変えています。国会での説明を訴訟の場で全面否定するのは、国会への愚弄も甚だしいものです。改めて、厚生労働委員会ならびに本会議において、「デフレ調整」ほか名古屋高裁判決で悉く批判された争点について、国に説明を求めてください。

3 12月1日の武見厚生労働大臣による発言を撤回するよう、厚生労働委員会を含めて国会で求めてください。

詳細は12月4日付けで発表した抗議声明をご覧ください。具体的な根拠がなく、 理由にもならない発言を公の場で行なった責任はきわめて大きいものがあります。す みやかに発言を撤回するよう求めてください。

4 来年の通常国会などにおいて、2025年度の基準改定の議論に際して必ず当事者や支援者の意見を聞くよう、厚生労働委員会を含めて国会で求めてください。

以上